

事務連絡  
令和2年2月25日

各厚生労働大臣認可  
各都道府県水道行政主管部（局） 担当者 殿

（ 水道事業者  
水道用水供給事業者 ） 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

### 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、国内の感染者（チャーター便帰国者とクルーズ船の乗員・乗客を除く。2月24日時点）は120名を超え、さらには感染経路が特定出来ない可能性のある症例が複数認められる状況です。

こうした中、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月18日）における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（同年2月19日）で議論を行い、同年2月20日の記者会見において、厚生労働大臣からイベントの開催の取扱い等についての考え方を、別紙のとおり示しました。

つきましては、内容を御了知の上、各種イベント開催に当たって検討の参考としていただきますようお願いいたします。

また、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、都道府県認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への情報提供をお願い申し上げます。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担当：鮫島、中川

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougi.jutsu@mhlw.go.jp